

会議等報告書	
会議等の名称	令和８年度第１回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会
主 催	高齢福祉課
日 時	令和８年７月２９日(水) 午後１時３０分～午後３時２９分
場 所	安城市役所本庁舎 第１０会議室
傍聴人	３名
内 容	別添会議資料のとおり
１ 会長あいさつ(要旨) 神谷会長からあいさつ。 ２ 委員紹介・辞令交付 (典礼) 役員交代や人事異動のため交代された委員の紹介をいたします。安城市医師会会長が野々川信様、安城市薬剤師会会長が神谷巧様、安城更生病院事務部長が、田實直也様、八千代病院事務長が坂入和彦様、安城市町内会長連絡協議会副会長が平岩宏昭様、以上５名が交代されています。 辞令交付につきましては、本来であれば、お一人お一人に交付させていただくところですが、今回は机上にご用意させていただいております。 事務職職員につきましても、４月の定期人事異動により福祉部長が代わっておりますので、福祉部長の仲道よりご挨拶させていただきます。 福祉部長からあいさつ。 ３ 副会長指名 規則の定めにより、神谷明文会長が野々川信委員を副会長に指名し選任。 ４ 議題 (１) 報告事項 ア あんジョイプラン１０の進捗状況について ：資料Ｐ１０～４９ (介護保険係長) (説明要旨) １０ページの資料「あんジョイプラン１０進捗状況報告書」をご覧ください。	

あんジョイプラン10は、老人福祉法に基づく、第9次安城市高齢者福祉計画と介護保険法に基づく第9期安城市介護保険事業計画を一体的に作成した計画の総称です。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年になります。今回報告させていただく、令和7年度は、計画2年目の内容となります。

次に、「2計画の体系について」の部分をご覧ください。基本理念は、「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」としており、「生きがい」「ふれあい」「安心」をキーワードとしております。

次に11ページをご覧ください。(1)計画の体系及び重点施策ということで、まず、3つの基本目標と目標に合わせた施策を記載しております。この図の通り、施策は、1-1から3-4まであります。そして、1つ目の目標である「健康と生きがいづくり、介護予防の推進」に対して、この表に記載はありませんが、施策に付随する事業が30事業あります。

次に、2つ目の目標である「地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進」では、49事業あり、3つ目の目標である「介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用」では、18事業あります。各事業において、数値目標を設定したものは、実績及び数値目標の達成率を、数値目標がない事業については実施状況を記載し、進捗状況の結果に対する事業評価も記載しています。

それでは、13ページの「あんジョイプラン10数値目標一覧表」について説明してまいります。表の左から、事業番号、個別事業名、事業内容、実績、計画比、計画目標値となっております。

基本目標の1つ目「健康と生きがいづくり、介護予防の推進」です。事業番号の一番左の数字が「1」のものですが、23項目のうち、達成率100%以上が15項目となっております。「1-3-10」のおはよう！ふれあいラジオ体操会や「1-3-13」の福祉センターの活動が、大きく目標を上回っており、多くの方が参加しています。

基本目標の2つ目「地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進」です。事業番号の一番左の数字が「2」のものですが、25項目のうち、達成率100%以上が6項目となっております。多くの項目で目標値に近い数値となっておりますので、順調に事業を実施できております。

基本目標の3つ目「介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用」です。事業番号の一番左の数字が「3」のものですが、6項目のうち、達成率100%

以上が３項目となっております。「３－１－４」介護関連資格取得等補助の活用が増えてきております。「３－２－１」介護給付等費用適正化事業「ケアプランチェック実施事業者数」については、令和６年度４０％となっておりますが、令和７年度１４０％となっており、目標を達成することができました。「３－２－４」介護サービス相談員派遣事業は、令和６年度はコロナ禍の影響もあり５０％ほどですが、令和７年度は、コロナ禍後、全事業所へ訪問を再開し、定期的な訪問活動ができたこともあり、約８０％まで上昇しました。

全部で５４項目ありますが、１００％以上は、２４項目で３７．５％となっており、９０％以上は、１０項目で１５．６％で、合わせて３４項目ございます。

数値目標を持っていないその他の事業も含め、すべての事業につきましては１４ページから４３ページまでの資料をご覧くださいと思います。

続きまして、介護保険事業計画について説明します。４４ページの資料をご覧ください。

介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類ごとに見込み量等を定め、介護保険事業費を見込み、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

「（１）高齢者人口」は、ほぼ推計通り伸びております。なお、高齢化率については、全国や愛知県と比較しても低い比率となっておりますが、対前年比で見ると、６５歳以上の人口は０．５％増加しております。６５歳から７４歳の前期高齢者は、６１５人減少している一方で、７５歳以上の後期高齢者が８５６人増加しており、高齢者のなかでも高齢化が進んでいる状況がわかります。

４５ページの「（２）介護保険３施設及び居住系サービスの利用者数」についてですが、前年の実績と比較すると施設利用者は、５．５３％の増加。要介護者の居住系サービス利用者は、４．５５％増加となっており、どちらも利用者が増えております。

４６から４８ページの「（３）介護給付及び予防給付に係る（居宅）サービス量」について、計画値と実績値の乖離が２０％を超えるサービスは、４６ページと４７ページの要介護の方のサービスでは、「認知症対応型通所介護」と「看護小規模多機能型居宅介護」となっています。

４８ページの要支援の方のサービスでは、「介護予防訪問入浴介護」「介護予防訪問看護」「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所療養介護」「介護予防

小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」の7サービスで乖離が起きております。令和5年度に計画を策定をしておりますので、令和5年度と令和6年度で要支援の方の使いたいサービスやサービス提供状況が変化していることがうかがえます。また、「認知症対応型通所介護」が大きく減少しているのは、事業所数が3事業所から2事業所に減ったためです。認知症の方が通うための施設であります。最近では普通のデイサービス施設でも認知症の方を受け入れるようになっていました。そのため、認知症対応型の施設を利用する人が減ってきています。

49ページの「(4) 給付費等」につきましては、総給付費は、令和5年度から5%前後で上昇しており、今後も伸びていくと考えられます。令和7年度の介護給付、予防給付サービスに係る総給付費について、計画値に対する実績値の比率は99.96%となっています。低所得者に対する補足給付である、特定入所者介護サービス給付費や高額介護サービス費等給付費、審査支払手数料等を含めた標準給付費については、計画値に対する実績値は99.68%となっており、ほぼ計画通り進捗しています。地域支援事業費においても、令和7年度計画値に対する実績値の比率が、99.95%となっており、全体的に計画どおりの進捗です。

なお、令和7年度から重層的支援体制整備事業が開始され、地域支援事業費のうち地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業が、一般会計事業に移行したことに伴い、令和7年度の特別会計決算については、令和6年度の決算に比べ、大幅な減少が見られます。また、計画値との比較では、給付費の乖離は5%以内となっており、給付費においては、計画通りに実施できています。介護保険事業計画の説明は以上となります。

施設整備についてですが、あんジョイプラン10において施設整備の予定はありませんので、あんジョイプラン10の進捗状況の説明を終わります。

【(1) 報告事項のA 質疑応答】

(会長)

概ね順調に推移しているということですか。気になることはありますか。

(介護保険係長)

先日愛知県からヒアリングがあり分析したところ、気になる部分としては、資

料４９ページに総給付費の介護給付費計（Ⅰ）と予防給付費計（Ⅱ）の計画と実績がありますが、令和５年度は予防給付の方が計画と比較して実績の方が多かった一方、令和７年度は介護給付費が計画より実績の方が増えていることです。逆に、予防給付は計画より実績が減っていることが本市の特徴かと思います。後期高齢者が増えている、つまり、高齢者の中でも高齢化が進んでいるということだと思います。介護給付という要介護向けのサービスを利用する方が増えている傾向です。プランを作成した時も想定していたと思いますが、予想以上に要介護向けのサービス利用が増える方にシフトしているかと思いますので、次期計画はそれを踏まえて策定していきます。

（会長）

団塊の世代が７５歳以上になったので、だんだんと要介護向けのサービスを利用する方が増えてくるかと思います。

他に意見、質問がないようですので（１）報告事項のアを終了します。

イ 令和７年度介護保険事業特別会計決算（案）について

：資料Ｐ５０～５２

（介護保険係長）

（説明要旨）

議題（１）報告事項のイ「令和７年度 介護保険事業 特別会計決算（案）について」説明させていただきます。資料は５０ページからです。

「１ 介護保険の実施状況について」です。上から順に、（１）で被保険者数と高齢化率、（２）で要介護認定者数を示しております。

まず、「（１）被保険者数・高齢化率」ですが、令和８年４月１日時点で、６５歳以上の第１号被保険者は４１，９０１人、４０歳～６４歳までの第２号被保険者は６６，５３７人です。全体としては前年比５３９人増加しています。高齢化率は令和８年４月１日現在で２２．３８％です。前年比で０．２１％増加しています。

続きまして「（２）要介護（要支援）認定者数」です。

アは各年度の認定申請件数の集計であり、令和７年度の認定申請数は新規・更新を合わせて５，４６２件でした。前年度より１５０件減少しております。

イは各年度末における要介護度別の認定者数を集計した表となっております。

認定者数ですが、令和7年度末現在6,751人、うち第1号被保険者数は6,573人です。前年度より291人増えております。

「令和7年度 介護保険事業特別会計決算（案）」につきまして、ご説明申し上げます。

51ページ、52ページをご覧ください。表の見方としましては、51ページが歳入、52ページが歳出となっています。介護保険事業の会計は一般会計とは別に特別会計を設けています。

51ページの歳入ですが、保険料は総額28億532万円で、対前年比1.9%の増加であります。次の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、原則として52ページ「(3) 各事業の財源割合」に基づき支払われます。

国庫支出金は、総額22億1,741万円で対前年比6%の増です。支払基金交付金は、総額30億653万円で対前年比10.5%の増です。県支出金は、財源割合表の「都道府県」に該当し、総額15億7,021万円で対前年比4.5%の増です。財産収入ですが、これまで積み立ててきた基金の利子として1,464万円が歳入としてございました。続いて繰入金ですが、こちらは介護給付費繰入金や地域支援事業費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、その他一般会計繰入金など、安城市が負担するものとなります。給付費、地域支援事業などは、財源割合表の「市町村」に該当し、総額19億9,223万円となります。歳入合計額は116億9,503万円で、対前年比3.7%の増加でした。

52ページにあります歳出のうち、その大半を占めるのが保険給付費です。保険給付費は、各種介護サービスにかかった費用の合計です。保険給付費の総額は106億9,111万円、対前年比で6.2%増加しました。保険給付費の下の地域支援事業費につきましては、介護予防事業、地域包括支援センターの運営、在宅のねたきり高齢者等おむつ費助成などの経費です。総額4億8,271万円で、前年比35.4%減少しました。理由としましては、報告事項のアでお伝えしましたとおり、令和7年度から重層的支援体制整備事業が開始されたことに伴い、地域支援事業のうち、地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センター運営事業、生活支援整備体制事業が一般会計事業に移行したことによるものです。特別会計の決算に含まれないことになりましたが、地域支援事業としては計画通りの進捗ですので特別問題はないかと考えています。

続いて基金積立金ですが、1,464万円積み立てております。合計の上にあ

ります諸支出金については、令和５年度に国・県などから歳入した金額の精算に伴う返還金が主なものであり、６，６４４万円となっています。歳出合計額は１１６億９９５万円で、対前年比３．５％の増加でした。

結果として、歳入合計額は１１６億９，５０３万円、歳出合計額は１１６億９９５万円となり、差額の８５０８万円は今年度に繰越をいたしました。

また、これまでの介護保険事業特別会計上の剰余金であります、介護給付費準備基金の令和８年５月末の残高は、歳出の表の一番下の横に、基金保有額とあります、１１億５，６１５万円となっております。以上で、「議題（１）報告事項のイ 令和７年度介護保険事業特別会計決算について」説明を終わります。

【議題（１）報告事項のイ 質疑応答】

なし

ウ 令和７年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について
：資料Ｐ５３～５４

（地域支援課長補佐）

（説明要旨）

５３ページの資料をご覧ください。この表は、安城市内にある８つの地域包括支援センターの実績を示しておりますが、表の数字だけで包括支援センターの仕事ぶりが評価できる訳ではございませんので、３月の運営協議会で報告している事業評価と合わせてお考えいただきたいと思います。

「１ 相談業務」

令和７年度実績は市内全域の地域包括支援センターで受けた相談件数の合計は８２，４５４件で、前年度とほぼ変わりございました。施設ごとの相談件数は地区の高齢者人口に比例するところではございますが、単純に相談件数が多かった順としては、１７，６９９件の中部、次に更生、小川の里の順で、高齢者人口に対して相談件数が多かった順としては、中部、更生、八千代でございます。

「２ 相談方法」

電話で相談を受ける件数が毎年多い状況です。また、支援センターの職員が市民の方のお宅に訪問して相談を受ける件数も多く、相談方法の中でも最も労力のかかるところでございます。意欲的に実態把握等のために出向いていただい

ります。

「3 相談事業実績」

表の中ほどに虐待事例相談対応件数を表記しておりますが、昨年同様1,000件を超えております。また、令和7年度より、重層的支援体制整備事業を始めたことから、高齢者以外の相談も件数の把握を始めたところ、505件ございました。

「6 医療関係者との相談・連絡調整」

令和6年度より相談件数の把握を始めました。入退院等に係るときに医療機関の医師や医療ソーシャルワーカーとの連携や相談等の件数でございます。令和7年度は2,938件と、令和6年度より増加しておりますが、増加要因としては、件数把握のルール変更をしたためでございます。

「7 生活支援コーディネーターとの連絡連携」

生活支援コーディネーターは地区社協職員が担っております。包括支援センターの職員と生活支援コーディネーターが随時連携をとって、地域における新たな課題に対応するため、また地域のイベント開催を協働で取り組む内容について調整しています。前年度比113%と、とても密に連携ができています。

「8 認知症初期集中支援チームへの依頼件数」

認知症専門医と看護師、その他の専門職で集中的に認知症対応を行うチームとして、市から愛知県認知症疾患医療センターでもある八千代病院に委託しています。依頼件数は包括支援センターからそのチームへ依頼した件数でございます。

「10 その他」

地域活動や研修会等に参加した件数をまとめたものでございます。どの包括支援センターも複雑化する問題に適切に対応しています。また、地域の特色に合わせて、効率的に業務を遂行する方法を模索しながら、日々全力で取り組んでおります。それは表の数字にはすべて現れていないですが、そのような認識であることをご報告いたします。

続きまして、54ページの「令和7年度地域包括支援センター事業の決算状況(案)」についてご説明します。

本市では、市内8中学校区に地域包括支援センターを設置し、現在も委託事業により実施しております。基本的な委託費は、人件費と事務費で構成されています。

昨年度の決算額は、合計１億９，３３６万円余となっております。地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の３職種が常勤かつ専従で従事することになっていたところ、あんのん館については、退職者があり、年間通して従事できなかったことから、決算額が減少しています。

また、当初予算額として包括支援センター中部と地域包括支援センター更生が多くなっている理由としては、中学校区域における６５歳以上の人口が６，０００人を超える場合は、１人加算して配置することができ、その人件費分が多くなっているためです。

【議題（１）報告事項のウ 質疑応答】

（佐藤委員）

事業報告で生活支援コーディネーターとの連絡調整の件数が上がっていたことを嬉しく思います。個人的には生活支援コーディネーターと連携することによって地域でイベントを開催することもあります。ただ、件数が上がってきたことにより、現在のマンパワーが足りているかということが心配です。また、生活支援コーディネーターの名称をご存じない方も多いので、同じ福祉業界の人でも正しく説明できる人は少ないので、この場で生活支援コーディネーターとはこういう仕事をしているという周知をしていただけると、関係者への理解が広がり、件数が増える要因になるのではないかと思います。

（高齢福祉課課長補佐）

地域でのイベントが多くなっていることにより包括支援センターの職員をはじめ、医療の職種の方も地域で高齢者を支えるために尽力いただいていることに感謝します。高齢者の集う場所や地域の福祉まつり等で、悩みを一人で抱え込まないでほしいと伝えています。また、デイサービスのイベントでは地域の方の窓口となり、施設の見学に来てくださいなどと声をかけていただいています。

マンパワーが足りているかは、社会福祉協議会職員の方々等に確認してみます。

また、生活支援コーディネーターの周知について、地域の町内単位で組織されている町内会や町内福祉委員会に地区社協の職員がいて高齢者の身近な窓口となり対応していただいています。高齢者が地域で暮らす中で、孤立感を解消することや孤立させないことについて役割を担っていただいています。生活支援コーデ

ィネーターと地区社協の職員はそれぞれ役割がありますが、各福祉センターに行けば職員がいて相談してみようかなと思ってもらえるといいかと思います。アピールしていきたいと思います。

(会長)

他に意見、質問がないようですので議題（１）報告事項のウを終了します。

(２) 審議事項

ア 介護予防支援業務の一部委託について

：資料P 5 5

(地域支援係専門主査)

(説明要旨)

5 5 ページの資料 4 をご覧ください。介護予防支援業務の一部委託についてご説明いたします。

各地域包括支援センターがケアプラン作成等を居宅介護支援事業所に委託する場合、事業所の選定が必要となります。その選定については、この会議での承認が必要となります。令和 8 年 2 月から 5 月末までに新たに委託した事業所名と件数を載せています。地域包括支援センターさとまちにおいては、ケアサポート八千代及び富山西居宅介護支援事業所に、地域包括支援センター小川の里においては、支援センターミナミに委託を始めております。富山県の事業所への委託においては、一時的にご本人がご家族のところで生活することになり、その期間において委託を行うこととなったためです。説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

【議題（２）審議事項のア 質疑応答】

(会長)

名古屋市の支援センターミナミの委託も同様ですか。

(地域支援係専門主査)

本人の希望によるものです。

(会長)

それは具体的にはどういふことですか。

(地域支援係専門主査)

細かい事情までは聞き取れていません。

(会長)

安城市内ではなくて、市外に委託する理由は、家庭の事情があったと理解していいですか。

(地域支援係専門主査)

この方の細かい事情までは聞き取れていなく、一概には言えませんが、市外の事業所に委託するよくある理由は、転居を伴うにあたり以前のケアマネジャー様に引き続き担当してほしいという時です。

(会長)

事業所として問題があるわけではないということですか。

(地域支援係専門主査)

そうです。

(会長)

他に意見、質問がなければ承認ということによろしいでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いします。

—挙手多数のため承認—

イ 地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて

：資料P 56～58

(地域支援係専門主査)

資料56ページをご覧ください。「地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて」ご説明いたします。

まず、背景として、令和6年度の介護保険法施行規則の改正で、地域包括支援センター（以降「包括」とします。）の専門3職種の配置基準が見直され、包括の運営状況等を勘案して運営協議会が必要と認める場合に、これからご説明する

(1) 及び (2) が可能となりました。

本市においても、近年一部の包括で3職種に欠員が生ずるなど、従来の職員配置による運営が困難な状況が生じております。本審議事項は、これを受け、必ずしも即効性があるものではありませんが、国が可能とした運用について本市としても8月1日以降必要となった際に適用できるよう、承認をいただきたく提出するものです。

まず、「(1) 常勤換算方法による職員配置」についてご説明します。従来、包括の3職種は常勤・専従での配置が必須でしたが、これに加え、非常勤職員の勤務延時間数をその包括の常勤職員が勤務すべき時間数で割ることによって職員数に換算し、複数の非常勤職員ですべての勤務時間をカバーすることによる配置を可能とするものです。活用イメージとしては、図のとおり、例として、常勤専従での保健師の雇用ができず欠員が発生している場合に、0.6人換算及び0.4人換算の2人の非常勤の保健師をもって配置し、欠員を解消することが可能となります。

次に、「(2) 複数圏域を合算した高齢者人口に応じた職員配置」についてご説明します。これは、複数の包括の担当区域ごとの高齢者数を合算した数をもとに、配置すべき3職種の職員の数を当該の複数の包括に配置することで、各包括が配置基準を満たしたものとするものです。ただし、この場合は、業務の質の担保の観点から、各包括について、3職種のうちいずれか2職種の配置は必須となります。57ページに活用イメージを2つ示しております。本市では、ページ上部にあるように、各区域の高齢者数に応じて3職種の配置基準を定めておりますが、今回のイメージは、活用例として解りやすい例を示しており、高齢者数は本市の実情を表すものでない点についてご了承ください。

活用イメージの1つ目としては、区域内の高齢者数がそれぞれ3,500人であるA包括とB包括において、各1職種が欠員となっている場合、これらの区域を1つと見なすことで、各包括2職種の配置は担保され、かつ合算した高齢者数7,000人に応じた基準である計4人が配置されていることから、A・B各包

括が配置基準を満たしたものとすることができます。

2つ目のイメージとしては、A・B各包括の担当区域を合算した場合に3職種に欠員が生じていない場合でも、先輩職員から新人職員への指導（OJT）を考慮して同じ職種を同じ包括に一定期間配置した後、本来の配置に戻すことも可能となります。ただいまご説明した（2）の内容は、複数圏域を1つと見なした上での職員配置の柔軟化であり、該当する包括同士は、情報共有や職員の行き来を含めた実務上の相互支援を行える体制であることが求められます。したがって、市としては現在のところ、これを適用し得るのは、同一法人が運営する包括同士と想定していますが、業務命令の系統や給与支払者等の課題が解決されれば、将来、異なる法人間での適用も可能性があるものとご理解ください。

最後に、58ページにはこれらを受けての本市としての対応を記載しています。冒頭にお話ししたように、今回ご説明した（1）（2）について、8月以降必要となった際に適用する点について本日ご承認をいただきたく、実際にこれらを活用した職員配置が行われた際には、事後直近の運営協議会にて報告をさせていただきます。

なお、実際の適用にあたっては、いずれの場合にも、市が該当する包括に職員募集の状況等をヒアリングすることでその必要性について判断することとし、「（1）常勤換算方法による職員配置」については、業務の円滑な運営を確保する観点から、ご説明した国の制度に加えて、常勤換算できる対象を3職種のうちいずれかの職種1人分のみ、かつ非常勤職員2人をもつての換算（3人以上をもつての換算は不可）とし、運用してまいります。説明は以上です。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

【議題（2）審議事項のイ 質疑応答】

（会長）

社会福祉士と主任ケアマネと保健師が3職種で、本来ならこの3職種を常勤で配置することが望ましいのですが、難しいので融通を利かせましょうということです。OJTは必要だと思います。融通を利かせて、非常勤も充てて、常勤換算

で3人の要件を満たせば良いということです。安城市で今このような状況があるというわけではないのですか。

(地域支援係専門主査)

実際に3職種の欠員の状況に関しましては、今年度も一部の包括で退職に伴い生ずることが分かっている状況ではありますが、まだこの制度を使うという話にはなっていません。今後必要となった際に適用できるように整備をしてきたいためご承認いただきたいです。

(会長)

他に意見、質問がなければ承認ということでよろしいでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いします。

—挙手多数のため承認—

5 顧問講評

13ページの一覧表を見ると個別の事業の成果は上がっています。数値目標も近いところへ達しています。

40ページの介護人材確保の対策について、国から2040年には介護人材が69万人不足するという数字が出ています。外国籍の人たちが特定技能で就労する場合は日本語のレベルを高くすることなので外国籍の人たちが日本の現場を選びにくくなっています。このような中で介護人材の確保をどうしていくかが重要な課題です。介護現場に早くAIやロボットやデジタルを取り入れて、定型的な仕事はAI等に任せて、利用者とコミュニケーションをとる仕事を担えるようにしていくということで、利用者の満足度を上げながら介護職の給料も上げていくという両方の側面を実行しないと、これからの日本の介護現場を支える人たちが減少してしまいます。

41ページのケアプラン指導研修事業については、介護事業所や介護施設は経営を考えないといけません。経営を考えながらケアの質を高めていくという両方を追求しなければ介護現場はもちません。自分でケアプランを作れるようなケアプラン指導研修をやっていく。ケアプランの作成の全てを主任ケアマネがやらなくてもよいように、利用者や家族がケアプランの作成に参加するのも必要だと思います。

42ページの介護保険制度の普及事業では、的確で質の高いサービスを導入し

てくださいということですが、介護現場や地域包括支援センターにA Iやデジタルを取り入れていくことが必要です。

53ページの総合相談支援と介護予防ケアマネジメントの件数が多いです。社会福祉士と主任ケアマネと保健師の3人体制で行うことについても、全ての仕事を3人で賄っていくということは大変な仕事量だと思います。さらに厚生労働省からもどんどん仕事の下りてきます。ケアの質を高めながら、それをこなしていくためには、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント等の定型の仕事はA Iに任せて、専門職は権利擁護や包括的、継続的ケアマネジメント事業、重層的支援会議、生活支援ネットワーク、生活支援コーディネーターの仕事を行うようにすることが大切です。

介護予防ケアマネジメントは要支援の請求数が多いためA Iやデジタルで行えるものは賄う。仕事を効率よく、地域包括支援センターで働く3職種の成果を上げていくためには、任せられるところは任せていくということです。

これからの時代はそうしていかないとはいけません。専門職でしかできないことに集中するという仕事の割り振り方も重要だと思います。

5 その他（次回の予定など）

（事務局）

次回の開催予定：令和9年3月30日（火）午後1時30分から

安城市役所本庁舎 第10会議室